

抛出金単価変更の認可申請について

2017 年 12 月 27 日

使用済燃料再処理機構

当機構は、本年 6 月、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（以下、「法」という。）第 4 条第 2 項の規定に基づき、平成 28 年度（法施行以降）の特定実用発電用原子炉の運転に伴って生じた使用済燃料の単位数量当たりの抛出金単価（再処理等ならびに再処理関連加工の業務に係る抛出金単価）を運営委員会の議決を経て定め、法第 4 条第 4 項の規定に基づく経済産業大臣の認可を受けました。
[2017 年 7 月 3 日 お知らせ済み]

この度、上記の抛出金単価の算定にあたり関西電力株式会社から提出されていた諸元の一部に誤り^{*1}があることが分かったため、是正した諸元に基づき算定したところ、認可を受けた再処理関連加工の業務に係る抛出金単価について、変更が必要となることを確認しました。^{*2}

そのため、本日、抛出金単価の変更について、運営委員会の議決を経て定め、法第 4 条第 4 項の規定に基づき、経済産業大臣に対して、変更の認可申請を行いました。

なお、全ての特定実用発電用原子炉設置者においては、今般の事象を重く受け止めて算定諸元の正確性に万全を期すことを確認しているとともに、当機構においても、引き続き抛出金単価の算定を適切に実施してまいります。

* 1 「使用済燃料に含まれる核分裂性プルトニウム量の計算値」が約 1%小さく算定されていた。

* 2 東京電力ホールディングス株式会社から提出されていた算定諸元の一部に誤りがありましたが、これによる抛出金単価の変更は生じていません。

以 上

<お問い合わせ窓口>

使用済燃料再処理機構 総務部

電話：017-763-5910(代表)